

平成30年 5月24日

長浜市議会議長 柴田清行様

長浜市議会活性化検討委員会  
委員長 柴田光男

議会活性化検討委員会検討結果報告（答申）【②】

長浜市議会基本条例の検証結果で「要検討」となった下記の課題について、当委員会で検討した結果を報告いたします。

本検討結果並びに具体的な対応に基づき、さらに議会活性化を推進されるよう進言いたします。

記

- 3 議長、副議長選挙の透明化（長浜市議会基本条例第6条）
  - 5 地方自治法第96条第2項による議決事件の追加について（長浜市議会基本条例第10条）
- \* 4 政策討論の実施（長浜市議会基本条例第14条）に関しては、次期改選後、政策討論の場の設置や政策提言の実施に向け、引き続き議論を進めていただきたい。

### 3 議長、副議長選挙の透明化（長浜市議会基本条例第6条）

#### （1）議会基本条例の検証結果

| 検証結果   | 今後の取り組み   |
|--------|---|
| ア. 要検討 | <ul style="list-style-type: none"><li>・立候補制や所信表明の場を設けることについて、また、市民に分かりやすい正副議長選挙のあり方について引続き研究する。</li><li>・立候補や推薦について規定を定める。</li><li>・議長のあり方についてのルールやガイドラインを検討する。</li></ul> |

#### （2）議会活性化検討委員会の検討結果

| 議会活性化検討委員会での検討結果  |
|---|
| <p>議会を代表する議長及び副議長は、地方自治法に定める議場の秩序保持、議事の整理及び議会の事務を統理するとともに、その選出については、市議会基本条例において、市民にその経過が明らかになるよう規定している。</p> <p>議会活性化検討委員会での議論では、議長及び副議長の選挙に際し、市民に分かりやすく透明性のある議会運営を目指す考えから、「立候補制」及び「所信表明の場」を設けることとし、この執行にあたっては、新たに「選挙委員会」を設置するものとした。</p> <p>また、市民に理解しやすく、この経過を明らかにするため、所信表明は公開とし、インターネット中継等も行うべきと考える。</p> <p>なお、正副議長の任期は1年（但し、再任は妨げない。）とし、選出に関する詳細については、別途「長浜市議会 議長及び副議長の選出に関する申し合わせ」規程（案）として取りまとめた。</p> |
| 具体的な対応  |
| <p>平成30年改選以降の正副議長の選出は、別紙「長浜市議会 議長及び副議長の選出に関する申し合わせ」規程（案）に基づき、実施する。</p>  |

## 5 地方自治法第96条第2項による議決事件の追加（長浜市議会基本条例第10条）

### （1）議会基本条例の検証結果

| 検証結果   | 今後の取り組み                                     |
|--------|---|
| ア. 要検討 | ・ 研修実施や先進事例を研究する。<br>・ 議決事件の追加の必要性についての意識啓発 |

### （2）議会活性化検討委員会の検討結果

| 議会活性化検討委員会での検討結果   |
|--|
| <p>現在「長浜市定住自立圏形成方針」及び「長浜市合理化作業計画」に関し議決事件として条例で定めているところであり、全国他市においても基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める自治体は4割を超えている。</p> <p>議会活性化検討委員会での議論では、議決機関として機能を強化し市民の負託により一層こたえるため、積極的に追加事件を検討すべきであり、先進事例を参考に「市政の方向性に影響するような政策や、市政全般にわたる重要な計画その他これに類するもののうち、計画期間が原則として5年以上の基本計画等を策定、変更または廃止しようとするとき」は議会の議決を経るべきであるとした。</p> |
| 具体的な対応   |
| <p>次期改選後に、対象とする具体的な計画等について市当局と調整等のうえ、条例において規定する。</p> <p>条例（案）は別紙のとおり。</p>  |

## 1 趣旨

長浜市議会基本条例第6条第3項に基づき、議長及び副議長の選出に関し必要な事項を定める。

## 2 選挙委員会

- (1) 議長及び副議長選挙を執行するにあたり、立候補兼所信表明及び立候補取下げの受理、所信表明の順番の決定並びに所信表明に対する質疑の受付のため選挙委員会を設置する。
- (2) 選挙委員会委員は、各会派の代表とする。ただし、会派の代表が立候補する場合は、会派を同じくする別の議員が委員となる。
- (3) 会派に所属しない議員には、委員長が選挙委員会の内容を連絡する。
- (4) 選挙委員会の委員長（以下「委員長」という。）及び副委員長は、委員会において互選する。
- (5) 選挙委員会は、選挙終了と同時に解散する。

## 3 立候補

- (1) 議長及び副議長に立候補する者（以下「立候補者」という。）は、様式1「立候補届出兼所信表明申出書」により、それぞれ選挙日の開庁日で3日前の正午までに委員長に届出するものとする。
- (2) 立候補を取り下げるときは、様式2「立候補取下げ申出書」により、選挙日の開庁日で1日前の正午までに委員長に届出するものとする。
- (3) 委員長は、選挙委員会が受け付けた（1）及び（2）の内容を全議員に周知するとともに公表する。

## 4 所信表明

- (1) 所信表明は、議長及び副議長選挙が行われる本会議の休憩中に議場で行う。
- (2) 所信表明の順番は、選挙委員会においてくじで決める。
- (3) 所信表明は公開とし、インターネット中継も行う。
- (4) 所信表明の発言時間は、1人10分以内とする。
- (5) 様式1「立候補届出兼所信表明申出書」に記載された所信表明の概要に対し質疑があるときは、選挙日の開庁日で1日前の正午までに、候補者毎に、様式3「質疑発言通告書」により委員長に通告する。なお、質疑の方式は一括質問一括答弁（再質問なし）とし、発言時間は答弁を除き5分以内とする。
- (6) 所信表明に対する質疑の順番は、選挙委員会においてくじで決める。
- (7) 所信表明の進行は、委員長が行う。

## 5 その他

- (1) 立候補並びに所信表明は、議長及び副議長選挙の対象者を法的に制限するものではなく、立候補者以外の議員に対する投票も有効とする。
- (2) この申し合わせのほか、議長及び副議長の選挙に関し必要な事項は、議長及び選挙委員会で協議する。

附 則 この申し合わせ事項は、平成30年8月1日から申し合わせる。

様式 1

## 立候補兼所信表明申出書

平成 年 月 日

選挙委員長 様

立候補者氏名 印

下記のとおり、長浜市議会 選挙に立候補し、所信表明を行う旨申し出ます。

記

|             |  |
|-------------|--|
| 1 立候補者の所属会派 |  |
| 2 立候補者の議員期数 |  |
| 3 立候補の理由    |  |
| 4 立候補者の略歴   |  |
| 5 所信表明の概要   |  |

様式 2

立候補取下げ申出書

平成 年 月 日

選挙委員長 様

立候補者氏名 印

下記のとおり、長浜市議会 選挙の立候補を取下げの旨申し出ます。

記

1 立候補取下げの理由

様式 3

質疑発言通告書

平成 年 月 日

選挙委員長 様

議員氏名

印

下記のとおり、質疑をしたいので通告します。

記

1 質疑する立候補者氏名

2 発言内容

| 発言項目 | 発言の詳細 |
|------|-------|
|      |       |

(案)

## ○長浜市行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例

(目的)

**第1条** この条例は、議会制民主主義における議会の果たす役割の重要性にかんがみ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項及び長浜市議会基本条例（平成25年長浜市条例第25号）第10条の規定に基づき、市政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定めることにより、市民の負託により一層こたえるとともに、透明性の高い市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「基本計画」とは、次の各号に掲げる計画等のうち、計画等の期間が原則として5年以上のものをいう。

(1) 市政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの

(2) 市政の各分野に係る政策及び施策の基本的な方向を体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの（法令に定めのあるものを除く。）のうち、市政の推進のため特に重要なもの

(議会の議決)

**第3条** 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）は、基本計画の策定、変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）または廃止をしようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(議会への報告)

**第4条** 市長等は、基本計画の策定または変更をしようとするときは、あらかじめその目的、理由および概要等を、基本計画の廃止をしようとするときはその理由を議会に報告しなければならない。

**第5条** 議会は、市政の推進のため必要があると認めるときは、市長等に対し第2条に定める基本計画の実施状況等に関し報告を求めることができる。

2 市長等は、前項の報告を求められたときは、当該基本計画の実施状況等を議会に報告しなければならない。

(市長等への意見)

**第6条** 議会は、社会経済情勢の変化その他特別の事情により、策定されている基本計画の変更または廃止をする必要があると認めるときは、市長等に対し意見を述べることができる。

**附 則**

この条例は、平成 年 月 日から施行する。